

二種学科教本 統合版 改訂表

(令和6・11・1改訂版 対応)

『3.自動車』を

P.4

以下のように変更します。

3. 自動車

原動機を用い、レールや架線によらないで運転する車または特定自動運行を行う車で、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車、歩行補助車や乳母車など(「歩行補助車など」といいます。)以外のものをいいます。

『31.運転』を

P.6

以下のように変更します。

31. 運転

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に従って用いること(ペダルが備えられている自動車や原動機付自転車をペダルのみを用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除きます。)をいいます。

『1.横断歩道』『2.斜め横断可』を

P.45

以下のように変更します。

1. 横断歩道



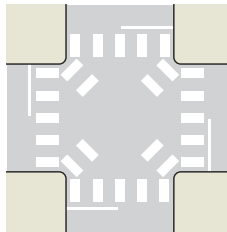
歩行者が道路を横断するための場所であることを示します。

(201)

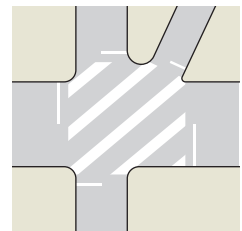
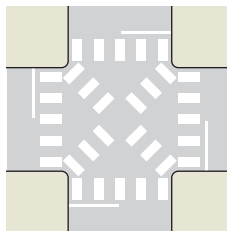
2. 斜め横断可

歩行者と遠隔操作型小型車が交差点で斜めに横断することができることを示します。

(1) 時間を限定して行う場合



(2) 終日行う場合



(201の2)

P.149

『Pick up **ピックアップ** 持ち込みが制限される物品について』の1行目を以下のように変更します。

旅客自動車を利用する旅客は、以下の物品を車内に持ち込んではいけません。

P.156

『Pick up **ピックアップ** 旅客の禁止行為』の1行目を以下のように変更します。

旅客自動車を利用する旅客は、自動車の事故の場合やその他やむを得ない場合以